第三款　雑則

（指定親会社の主要株主に関する措置）

第五十七条の二十六　第三十二条第一項及び第二項、第三十二条の二第一項並びに第三十二条の三第一項の規定は、指定親会社の株主又は出資者について準用する。

2　内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、指定親会社の主要株主（第二十九条の四第二項に規定する主要株主をいう。以下この項において同じ。）に対し前項において準用する第三十二条第一項若しくは第二項、第三十二条の二第一項若しくは第三十二条の三第一項の届出若しくは措置若しくは対象特別金融商品取引業者若しくは当該指定親会社の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該主要株主の書類その他の物件の検査（前項において準用する第三十二条第一項若しくは第二項、第三十二条の二第一項若しくは第三十二条の三第一項の届出若しくは措置又は当該対象特別金融商品取引業者若しくは当該指定親会社の業務若しくは財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

（外国会社に対するこの法律の規定の適用に当たっての技術的読替え等）

第五十七条の二十七　特別金融商品取引業者の親会社が外国会社である場合において、この法律の規定の適用に当たっての技術的読替えその他当該外国会社に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十五条の三第一項中「第五十六条第一項」の下に「又は第五十七条の九」を加える。

第七十九条の二十八第一項第二号並びに第七十九条の五十三第一項第一号及び第三項第一号中「又は第五十四条」を「、第五十四条又は第五十七条の六第三項」に改める。

第八十二条第二項第二号中「第五十三条第三項」の下に「、第五十七条の六第三項」を加え、「若しくは第百六条の二十八第一項」を「、第百六条の二十八第一項若しくは第百五十六条の五の九第一項」に改め、同項第三号ロ中「若しくは外国金融商品取引所が」を「、外国金融商品取引所が第百五十五条の六若しくは」に改め、「認可を取り消された場合」の下に「若しくは外国金融商品取引清算機関が第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により免許を取り消された場合」を、「（外国金融商品取引所」の下に「又は外国金融商品取引清算機関」を加え、同号ハ中「第百六条の三第一項の認可若しくは第百六条の十七第一項の認可を受けた者（以下この号において「主要株主」という。）」を「主要株主（第百六条の六第一項、第百六条の二十第一項又は第百五十六条の五の八に規定する主要株主をいう。以下この号において同じ。）」に、「若しくは第百六条の二十一第一項」を「、第百六条の二十一第一項若しくは第百五十六条の五の九第一項」に改め、同号ニ中「又は第百六条の二十一第一項」を「、第百六条の二十一第一項又は第百五十六条の五の九第一項」に改め、同号ホ中「第百五十六条の十七第二項」の下に「、第百五十六条の二十の十四第二項」を加える。

第百二条の十六第二項中「第百六条の二十一第一項若しくは」及び「第百六条の二十一第一項」を削る。

第百六条の四第二項中「若しくは第百六条の二十八第一項」とあるのは「、第百六条の二十八第一項若しくは第百五十五条の十第一項」を「、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項」とあるのは「、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項」と、「、第百六条の二十八第一項」とあるのは「、第百六条の二十八第一項、第百五十五条の六、第百五十五条の十第一項」に改める。

第百六条の十二第二項第三号中「第五十三条第三項」の下に「、第五十七条の六第三項」を加え、「若しくは第百六条の二十八第一項」を「、第百六条の二十八第一項若しくは第百五十六条の五の九第一項」に改める。

第百六条の十八第二項中「若しくは第百六条の二十八第一項」とあるのは「、第百六条の二十八第一項若しくは第百五十五条の十第一項」を「、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項」とあるのは「、第百五十六条の十七第一項若しくは第二項、第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項」と、「、第百六条の二十八第一項」とあるのは「、第百六条の二十八第一項、第百五十五条の六、第百五十五条の十第一項」に改める。

第百五十五条の三第二項第三号中「認可申請者が」の下に「第百五十五条の六若しくは」を、「認可を取り消され」の下に「、第百五十六条の二十の十四第一項若しくは第二項の規定により第百五十六条の二十の二の免許を取り消され」を加え、「若しくは第五十四条」を「、第五十四条若しくは第五十七条の六第三項」に改める。

第百五十六条の三第二項中「免許申請書」を「前項の免許申請書」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　未決済債務等（第百五十六条の十一の二第一項に規定する未決済債務等をいう。次条第一項第四号において同じ。）の決済を行うために必要な担保の徴求の方法その他の当該決済の仕組み及び当該決済の業務を行うための設備、人員その他の体制の概要を記載した書類

第百五十六条の四第一項に次の一号を加える。

四　未決済債務等の決済に充当する担保の適切な徴求、当該決済が円滑に行われるための信頼性の高い設備の運用その他当該決済が適正かつ確実に行われるための仕組み及び体制が十分に整備されていること。

第百五十六条の四第二項中「適合した」を「適合している」に改め、同項第三号中「若しくは第五十二条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、「第五十三条第三項」の下に「、第五十七条の六第三項」を、「登録を取り消され」の下に「、若しくは第百六条の七第一項、第百六条の二十一第一項、第百六条の二十八第一項若しくは第百五十六条の五の九第一項の規定により認可を取り消され」を加え、同項第四号中「、ロ又はホ」を「からへまで」に改める。

第百五十六条の五第二項中「規定による」を削り、同条の次に次の十条を加える。

（資本金の額）

第百五十六条の五の二　金融商品取引清算機関（金融商品取引清算機関が金融商品取引所である場合を除く。次条、第百五十六条の五の五第一項から第五項まで、第百五十六条の六第一項、第百五十六条の五の八、第百五十六条の九第一項及び第二項、第百五十六条の十第二項、第百五十六条の六第二項及び第三項、第百五十六条の十二の二から第百五十六条の十七第一項において同じ。）の資本金の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

（対象議決権保有届出書の提出）

第百五十六条の五の三　金融商品取引清算機関の総株主の議決権の百分の五を超える議決権（社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「対象議決権」という。）を保有することとなつた者は、内閣府令で定めるところにより、保有する当該対象議決権の数を当該金融商品取引清算機関の総株主の議決権の数で除して得た割合、保有の目的その他当該対象議決権に関し内閣府令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2　次の各号に掲げる場合における前項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有するものとみなす。

一　金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、金融商品取引清算機関の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合　当該対象議決権